

京都市告示第 5 2 4号

都市計画法（以下「法」という。）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 1 9 条第 1 項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路を変更したので、法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和 4 年 1 月 1 8 日

京都市長 門川 大作

1 道路の名称

3・6・107号 下海印寺納所線（3・4・107号 石見納所線）、3・3・6号 石見下海印寺線、3・3・12号 京都神戸線（I・III・16号 京都神戸線）、3・5・14号 御陵山崎線（II・II・24号 御陵山崎線）及び3・4・183号 牛ヶ瀬馬場線（3・4・183号 牛ヶ瀬勝竜寺線）

※括弧書きは変更前

2 都市計画を定める土地の区域

廃止する部分

西京区大原野石見町の一部（3・4・107号 石見納所線）

ほか4路線については、追加、変更及び廃止を行う部分はありません。

※括弧書きは変更前

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）